

お知らせ

**年末調整・青色申告決算説明会**

税務課・岐阜南税務署

## ◎年末調整説明会

【日 時】11月20日(金) 午後2時～4時

【場 所】中央公民館 3階大ホール

説明会の案内書と年末調整に必要な関係書類を併せて郵送しますので、当日ご持参ください。  
※駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

## ◎青色申告決算説明会

【日 時】11月12日(木)、13日(金)

両日午前10時～、午後1時30分～

説明内容は同じです。(所要時間は2時間程度)

【場 所】マーサ21 4階 マーサホール

(岐阜市正木中1丁目2番1号)

説明会は岐阜南税務署及び岐阜北税務署合同で開催します。

○平成27年分の青色申告決算書は、確定申告書などに同封して郵送されます。

○e-Taxまたは確定申告書作成コーナーを利用して確定申告を行った翌年には、確定申告書・青色決算書などは郵送されません。

○確定申告書や青色決算書などは、ホームページ(「国税庁」で検索)からダウンロードできます。

【問 合 先】税務課

岐阜南税務署 ☎271-7111

**裁判所からのお知らせ**

裁判所では、国民の皆様になしくできた制度や裁判手続を知っていただくために、毎月テーマを定めて、裁判所ウェブサイトでご案内しております。

11月のテーマは「裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します!」です。

詳しくは、ホームページ(「裁判所」で検索)をご覧ください。

【問 合 先】岐阜地方裁判所事務局総務課

☎262-5122

お願い

**町税は期限内に自主納付**

収納管理課

## 【納税が遅れたら】

税金は、様々な公的サービスなどを行うために必要な費用を賄う目的で、町民の皆さん一人ひとりの所得や資産に応じて負担をお願いしているのです。町税などには、それぞれの納期限が定められており、その納期限内に納付することになっています。納期限までに町税などを納めていただけず、納付されないことを「滞納」といいます。

## 【「滞納」に気がいたら

～督促状、催告書が届きます～】

納税するつもりがうっかり忘れてしまうこともあるかもしれません。町では納期限を過ぎると督促状や催告書といった文書を発送し、納付確認や納付の呼びかけを行っています。

町からの督促状や催告書などで、「滞納」していることに気がいたら、速やかに納付をお願いします。納付が難しい場合や納付困難な事情がある方は、お早めに収納管理課へご相談ください。

また、うっかり「滞納」を防ぐためにも口座振替をおすすめします。

## 【届いた督促状や催告書は、

収納管理課からの重要な呼びかけです】

「滞納」の状態となっている方に対して発送する督促状や催告書などは、収納管理課からの重要な呼びかけです。こうした納付催告に対して反応がない、または納付可能な状況にもかかわらず自主的な納付に応じていただけない場合、法令に基づきやむを得ず『滞納処分(差押・公売など)』を行う場合があります。

このようなことにならないように期限内納付にご協力ください。

【問 合 先】収納管理課

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

**株式会社 野々村商店**一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地  
(笠松町許可) TEL 058-239-9921産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1  
TEL 058-327-4030

「安心」をお届けするプロフェッショナル



株式会社 アシスト岐阜

〒500-8267 岐阜市茜部寺屋敷1丁目31番地  
TEL058-274-2811 FAX058-274-2812

損害保険・生命保険

代表取締役 道家 嗣典